

益田広域消防本部庁舎建設基本計画

令和3年2月

益田地区広域市町村圏事務組合
益田広域消防本部

目 次

1	目的	1
2	新消防本部庁舎建設の検討経緯	2
3	現消防本部庁舎の現況と課題	3
4	新消防本部庁舎建設の基本方針	5
	(1) 防災・災害活動拠点として機能できる庁舎	5
	(2) 防災教育拠点機能を有する庁舎	6
	(3) 圏域住民に開かれた人と環境に優しい庁舎	6
5	新消防本部庁舎建設候補地	7
	(1) 位置	7
	(2) 建設候補地の環境	7
	(3) 建設候補地の概要	7
6	新消防本部庁舎整備計画	9
	(1) 建設規模	9
	(2) 庁舎の施設計画	9
	(3) 付帯施設の施設計画	12
	(4) 敷地ゾーニング	13
	(5) 庁舎ゾーニング	14
	(6) 庁舎の組織構成	15
	(7) 構成施設	16
7	新消防本部庁舎整備想定スケジュール	17
8	資料	18

1 目的

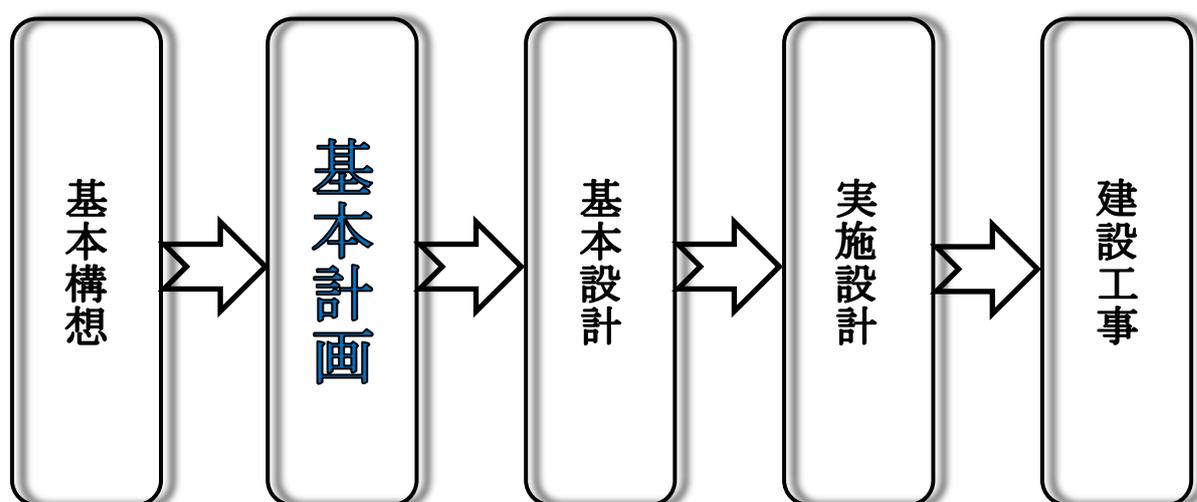
益田広域消防本部庁舎は、昭和45年11月1日に益田市を拠点として美濃郡美都町、匹見町、鹿足郡津和野町、日原町、柿木村、六日市町の7市町村をもって益田地区広域市町村圏事務組合が発足するのに伴い、昭和48年7月に建設されました。

建設以来本年度で48年を迎えており、庁舎は著しく老朽化し、消防需要の変化に伴う職員数及び消防車両台数の増加により狭隘化しています。また、平成25年の耐震性能判定では、震度6から7程度の地震においても倒壊又は崩壊する危険性は低いと判定されましたが、昭和56年の新耐震基準が施行される以前の建物であるため、大規模な地震災害が発生した場合、防災・災害活動拠点としての役割を十分に果たせるか不安視しています。さらに、バリアフリーの対応や女性が働きやすい環境の整備など多くの課題を抱えています。

その一方で、高齢化、核家族化等の生活環境の変化に伴う救急需要の増加や複雑多様化する災害への迅速な対応が求められるなど、消防の果たすべき役割はますます増大しています。住民の負託に応え、消防の任務を果たすためには、更なる消防力の充実強化が必要であり、地域の特性に即した防災・災害拠点施設の整備が必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、「災害に強い圏域、安全で安心して暮らせる圏域づくり」推進のため、防災・災害活動拠点となる消防本部の新庁舎整備を進めていくうえで「益田広域消防本部庁舎建設基本構想（令和元年7月）」を策定しました。

今回策定した益田広域消防本部庁舎建設基本計画は、益田広域消防本部庁舎建設基本構想を基に基本的な方針や新庁舎に必要な機能等について定めることを目的とし、新庁舎の位置、規模など基本設計に反映すべき諸条件を整理しました。



2 新消防本部庁舎建設の検討経緯

庁舎建設に関する主な検討経緯は、次のとおりです。

平成29年6月1日	第1回消防事務幹事会開催
平成29年8月18日	消防本部庁舎建設第1回検討委員会開催
平成29年10月11日	消防本部庁舎建設第2回検討委員会開催
平成30年1月31日	消防本部庁舎建設第3回検討委員会開催
平成30年4月25日	消防本部庁舎建設第4回検討委員会開催 益田広域消防本部庁舎建設基本構想（素案）策定
令和元年7月9日	第68回広域組合理事会において益田広域消防本部庁舎建設基本構想承認
令和元年7月23日	第127回広域組合議会臨時会全員協議会において、益田広域消防本部庁舎建設基本構想を報告
令和2年1月31日	第1回益田広域消防本部庁舎建設用地選定検討会議開催
令和2年7月27日	第2回益田広域消防本部庁舎建設用地選定検討会議開催
令和2年10月15日	第72回広域組合理事会において消防庁舎建設用地承認
令和2年10月26日	第131回広域組合議会定例会全員協議会において、消防庁舎建設用地を報告

(消防本部内検討の経緯)

令和元年7月30日 令和元年7月31日	益田広域消防本部庁舎建設基本構想の庁内説明会開催
令和元年12月1日	益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会員の任命
令和元年12月13日	第1回益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会開催
令和2年3月23日	第2回益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会開催
令和2年4月24日	益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会「本部会」開催
令和2年5月8日	第3回益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会開催
令和2年7月9日	第4回益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会開催
令和2年8月24日	第5回益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会開催
令和2年10月27日	第6回益田広域消防本部庁舎建設職員検討作業部会開催
令和2年10月30日	益田広域消防本部庁舎建設要求提案書策定

3 現消防本部庁舎の現況と課題

① 庁舎の老朽化

現庁舎は、昭和48年に建設され、老朽化により外壁、給排水設備、電気・空調設備等様々な修繕を繰り返して施設を維持しています。そのため、今後大地震等の災害が発生した場合、庁舎機能がマヒし、災害活動拠点としての機能を十分に発揮できなくなるおそれがあります。あらゆる災害に対して活動の中心的な役割を果たすためには、耐震性能を有した災害に強く、災害活動拠点として持続可能な庁舎の整備が必要です。

② 庁舎の狭隘化

災害の多様化や救急業務体制の整備に係る増員、業務量の増加により、現在の人員は建設当初の約2倍となり、十分であったはずのスペースも狭隘となっています。

車庫についても、消防車両の整備充実とともに手狭となり、緊急車両を縦列で駐車し、なお収まりきらない車両は屋外の来庁車両スペース、訓練場スペースに駐車せざるを得ない状況となっています。そのため、来庁者及び職員が使用する上で、安全性、快適性及び居住性に配慮したスペースを有する庁舎の整備が必要です。

③ 敷地の狭隘化

来庁車両スペース、緊急車両スペース、訓練スペースがいずれも狭隘で、境界が不明瞭であるため、訓練は駐車車両に配慮し、中断、再開を繰り返しながら行っている状況です。

緊急車両の動線も、来庁車両と動線が交わるため、来庁者や車両に配慮しながらの出動となり、細心の注意を払う必要があります。また、敷地内で車両を回転させるスペースさえも十分に確保されていません。そのため、利用用途の境界が明瞭で、動線が交錯しない安全で十分なスペースが必要です。

④ バリアフリー施設の未整備

高齢者や障がい者などに配慮したバリアフリー構造、エレベーターや多機能トイレなどが整備されておらず、これらの改修を行うことは困難な状況です。そのため、高齢者や障がい者などがストレスなく移動することができ、すべての人にとって優しく利用しやすい施設の整備が必要です。

⑤ 女性が安心して働くための施設の未整備

近年、女性消防職員が全国各地で活躍していますが、現庁舎には女性消防職員に対応できる女性専用スペース（個室の仮眠室、シャワー室等）が整備されておらず、現在勤務している女性消防職員は、隔日勤務が難しい状況です。女性が消防の職場において、活躍することを推進するためにも、女性消防職員が安心して就業できる施設の整備が必要です。

⑥ 研修・会議施設の不足

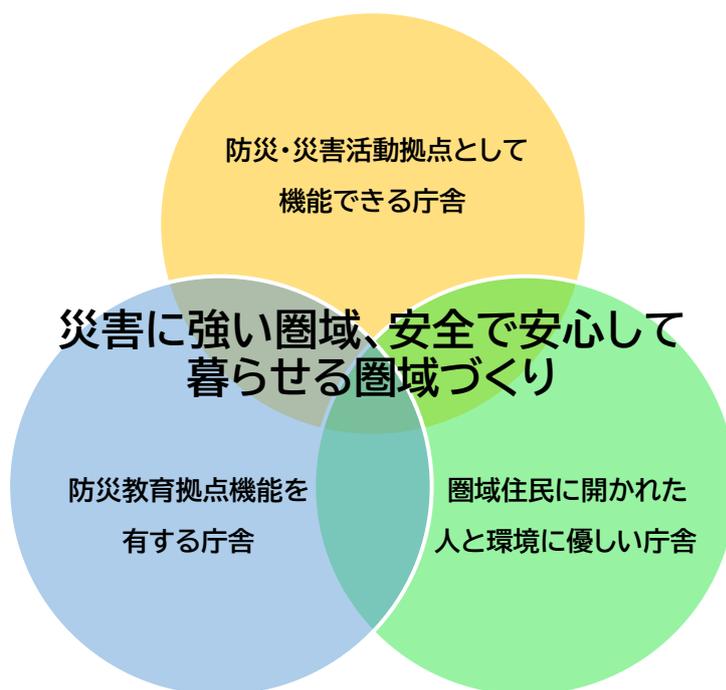
現庁舎は、圏域住民及び消防団員を対象とした各種研修会、講習会を開催するためのスペースが十分に確保されておらず、開催に苦慮しています。そのため、圏域住民の防火防災意識の向上、消防団との更なる連携強化を図ることができる施設の整備が必要です。



現庁舎の構造、面積等の詳細

項 目	摘 要	
所在地	益田市あけぼの東町8番地6	
建築年	昭和48年7月	
敷 地	2,445.50㎡（海拔4.4m）	
建築物	庁舎	鉄筋コンクリート造 2階 1階 653.02㎡ 2階 441.13㎡ 合計1,094.15㎡
	訓練塔	主塔 鉄骨造 15.7m 副塔 鉄骨造 9.1m
内部配置	1階	消防署（警防課兼務）、車庫、仮眠室、待機室、給湯室、屋内倉庫、トイレ、シャワー室、機械室、消毒室
	2階	消防長室、消防本部（総務課・予防課）、会議室、書庫、給湯室、トイレ、更衣室

4 新消防本部庁舎建設の基本方針



(1) 防災・災害活動拠点として機能できる庁舎

① 耐震及びバックアップ機能

建物自体の耐震性に加え、ライフラインが寸断した場合にも防災・災害活動拠点として機能するためのバックアップシステム（自家発電設備、太陽光発電設備、地下タンク貯蔵所）を整備します。

② 備蓄機能

消防活動能力を維持するために必要な燃料その他の物品を備蓄する施設を整備します。

③ 集結スペース

大規模災害発生時、関係機関の人員、車両等が集結できるスペースを整備します。

(2) 防災教育拠点機能を有する庁舎

① 消防職員に対する教育施設

若年職員の増加に対応するため、組織として知識・技術伝承の環境を整え、職員一人ひとりが高い意識を持ち、消防活動能力を維持向上させるための教育訓練施設を整備します。

② 圏域消防団等に対する教育施設

地域防災力の充実強化のために必要不可欠な消防団及び自主防災組織を対象とした各種教育訓練ができる施設を整備します。

③ 圏域住民の研修施設

圏域住民に自助共助の重要性を理解してもらい、多くの住民が利用できる訓練施設や各種研修会、講習会を開催するための施設を整備します。

(3) 圏域住民に開かれた人と環境に優しい庁舎

① 執務環境

庁舎を利用するすべての人に親しみやすいレイアウトを基本とします。

② 人に優しい庁舎

庁舎を利用するすべての人に優しく、利用しやすい庁舎とします。

③ 環境に優しい庁舎

大規模自然災害の要因ともなっている二酸化炭素排出に伴う地球温暖化を防止するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、環境に優しい庁舎とします。

5 新消防本部庁舎建設候補地

益田広域消防本部庁舎建設基本構想で掲げた5か所の候補地について、益田広域消防本部庁舎建設用地選定検討会議で検討し、次のとおりとなりました。

(1) 位置：島根県益田市久城町地内（島根県立益田工業高等学校跡地）

(2) 建設候補地の環境

① 災害リスク

益田川・高津川氾濫時洪水浸水想定区域外であり、地震発生時の津波や液状化の危険性が低い。

② 防災・災害活動拠点としての機能性

県道久城インター線へのアクセスがよく、ヘリコプター離着陸も容易に行える。

③ 圏域との連携性

災害発生時、構成市町との連携が円滑に行える。

(3) 建設候補地の概要

敷地面積	10,200㎡（102m×100m）
用途地域	第1種中高層住居専用地域 ※
建ぺい率	60%
容積率	200%
日影規制	有
防火地域	指定なし
区域	法22条区域
隣接道路	西側 市道下本郷久城線（幅員約10m）
敷地内道路（計画）	南側 幅員6m×100m
益田川・高津川氾濫時洪水浸水想定区域	区域外
土砂災害特別警戒区域	区域外
土砂災害警戒区域	区域外
海拔	32.8m
上水道	引込なし
下水道	処理区域外

※都市計画法に規定する用途地域の一つで、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域である。用途地域の制限（用途制限）に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。この規定により税務署、警察署、保健所、消防署等（4階以下）は建築することができる。



6 新消防本部庁舎整備計画

(1) 建設規模

次のとおり想定していますが、面積や構造等については、基本設計策定の段階で協議を行います。

庁舎	鉄筋コンクリート造	約 3,000 m ²
訓練塔（主塔）	鉄筋コンクリート造	約 250 m ²
訓練塔（副塔）	鉄筋コンクリート造	約 200 m ²
車庫	鉄骨造	約 200 m ²
倉庫	鉄骨造	約 400 m ²

(2) 庁舎の施設計画

① 共用エリア

来庁者が安心して快適に利用できるように通路、トイレ、階段等にユニバーサルデザインを採用し、利用するすべての人に分かりやすく利便性の高い動線配置とします。

ア 展示コーナー

圏域住民の防災意識の向上が図れるように防災マップ、ハザードマップ、防災グッズ等を展示する広報啓発スペースを設けます。

イ 多目的会議室

会議、各種講習会等に使用することから、映像・音響設備等の機器を整備し、収容人員は100人程度とし、容易に間仕切りできる機能を有することでスペースを有効活用します。

ウ トイレ

各階に設け、使う人に優しいオストメイト対応トイレ等の多機能トイレを整備します。また、屋外からも利用可能なトイレを整備します。

② 執務エリア

職員及び来庁者にとって親しみやすく、快適で機能的な環境を創出し、より一層の住民サービスと事務の効率化、機能的で効率的な消防活動の向上が図れるように計画します。また、災害に対して、庁舎内のあらゆる場所から迅速に出動できるように動線を考慮します。

なお、庁舎で勤務する人数は、消防本部17人（消防長、総務課9人、予防課7人）、消防署38人（署長、副署長、交代勤務36人）として計画します。

ア 事務室

自然採光を積極的に取り入れた開放感のある事務室とし、OAフロアとすることで職員の配置変更に柔軟に対応します。また、本部事務室に総務課及び予防課を置き、各課を区切られる設計とします。署事務室は出動動線や幅員を優先的に考えた配置、機能的な収納スペースを十分に確保します。

イ 出動準備室

個人の全装備を収納し、15人程度の職員が同時に装備を着装できるスペースを有し、着装中でも出動場所が確認できる大型モニターを設置します。また、迅速に出動ができるように車庫に隣接して配置し、数箇所から車庫内へ出入りできる設計とします。

ウ 打合せ室

住民相談、調書作成、打合せ等に使用することから、遮音性に優れ、利用者が周囲から目立ちにくい場所に設けます。

エ 書庫

長期保管書類、台帳などを保管するためのスペースとして移動書架等を設置し、収納効率の向上を図ります。

オ 屋内訓練場

消防訓練、体力錬成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用します。

カ 救急消毒室

救急活動で使用したストレッチャーを含める資器材の洗浄と消毒を行うほか、活動で汚染された隊員の衣類等の洗浄を行うためのスペース（洗濯機、汚物流し、シャワーホース等を設置）を設けるとともに、2次感染リスクを防ぐための動線を考慮します。

キ 資機材庫

消防資機材、救助資機材、救急資器材別に車庫内又は近接した位置に室を設け、資機材の搬出入が容易に行える開口部を設けます。

ク 車庫

安全かつ迅速に出動できるように車両間の離隔距離を十分に確保するとともに、相互開放により2方向の出入口を確保します。また、消防車両の更新に伴う配置変化に対し、柔軟に対応できるように設計します。

(資料6：新消防本部庁舎配備予定車両一覧)

③ 生活エリア

車両エリアに近接して配置し、緊急出動時に効率の良い動線を考慮します。また、女性専用スペースを設け、職員のプライバシーに配慮するとともに、諸室の使用用途の変化や職員の変動に対応可能な利便性の高い設計とします。

ア 仮眠室

感染症対策、プライバシー確保の観点から完全個室とし、男性用18室、女性用3室を設けます。また、仮眠時に安全かつ迅速に出動できるように室内配置、出動動線等を考慮します。

イ 更衣・洗面室

毎日勤務者用に更衣・洗面室を設けます。更衣部分と洗面部分を分け、靴を脱いで更衣ができるものとします。

なお、隔日勤務者は、仮眠室で更衣を行います。

ウ 食堂

毎日勤務者と隔日勤務者(災害出動者)それぞれに食堂を設けます。また、小上がりを設け、大規模災害時の職員仮眠スペースとして使用します。

エ シャワー室

災害出動、訓練等により汚れた体を清潔に保つために使用し、男性用3室、女性用1室を設けます。

オ 洗濯乾燥室

災害出動、訓練等により汚れた防火衣等の洗濯、乾燥を行うスペースをシャワー室に近接した位置に設けます。

カ トイレ

各階に設け、出動動線を考慮した配置とするほか、清掃が容易に行える内装とします。

(3) 付帯施設の施設計画

ア 訓練塔（主塔・副塔）

消防活動に必要な技術を錬磨するため、出動隊間の連携活動など多種多様な実戦的訓練、全国消防救助技術大会の種目訓練が行えるように整備します。

イ 屋外訓練場

平時においては職員、消防団及び圏域住民対象の訓練研修場所や消防操法訓練場所として、非常時においては活動支援隊車両の集結場所として適切なスペースを確保します。

ウ 防火水槽・消火栓

平時においては訓練等に使用し、非常時においては火災の消火用水確保のために使用します。防火水槽については40tの地下式で、容易に補水ができるものとし、消火栓については庁舎車庫に近接した位置及び屋外訓練場内に整備します。

エ 倉庫

内部を区分けし、災害活動を維持するために必要な物品を保管する防災備蓄庫、緊急消防援助隊応援に必要な資器材を保管する緊急消防援助隊資器材庫、集団救急事故対応資器材を保管する集団救急資器材庫を設けます。

オ 車庫

主に緊急出動を必要としない車両を駐車し、緊急車両及び来庁車両との動線が交錯しないように設計します。（資料6：新消防本部庁舎配備予定車両一覧）

カ 駐車場・駐輪場

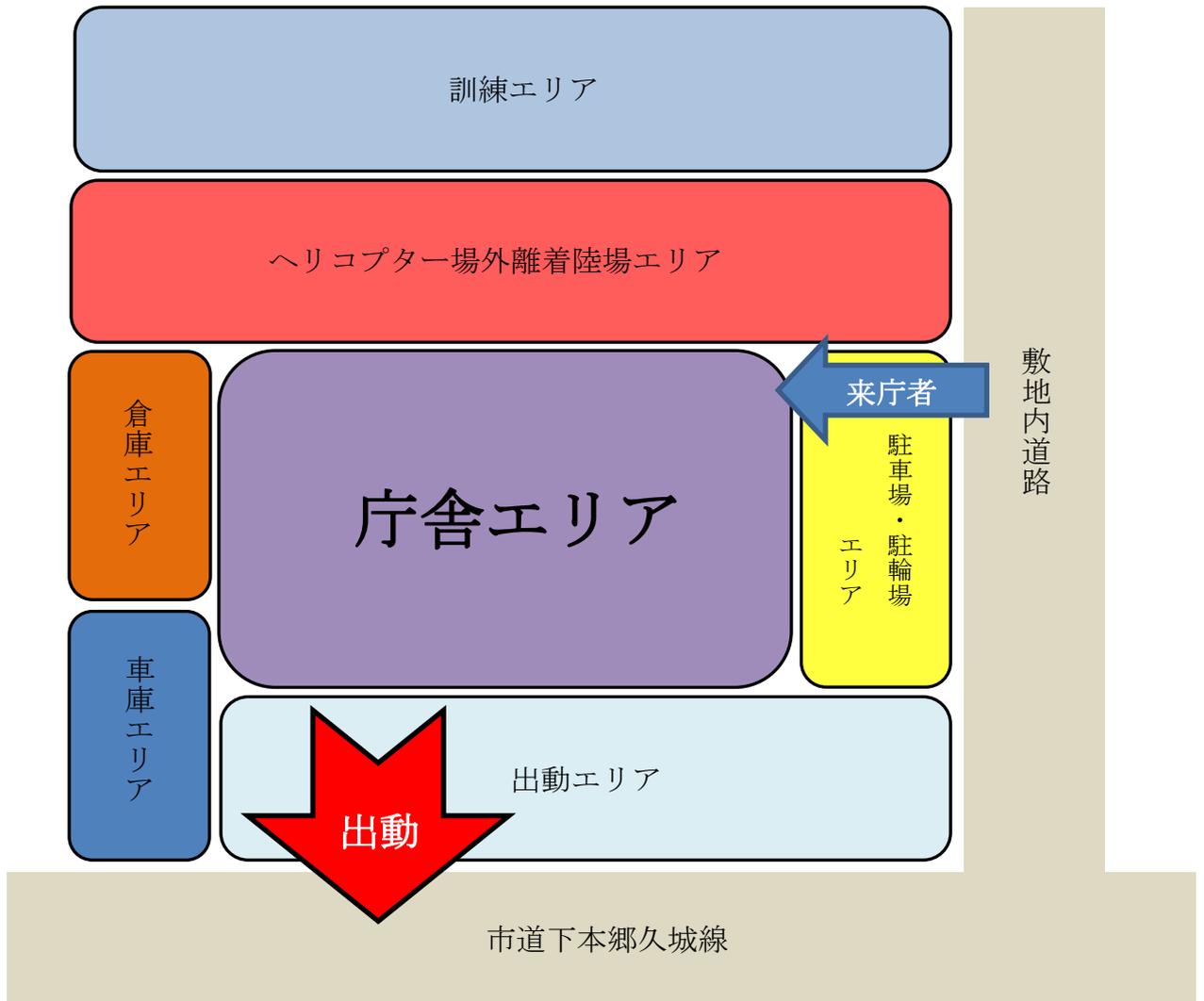
ユニバーサルデザインに配慮し、庁舎玄関にできる限り近接するように配置します。また、緊急車両の迅速な出動と来庁者の安全を確保するため、車庫及び訓練スペースと離すことにより動線が交錯しないように設計します。

キ ヘリコプター場外離着陸場

災害活動拠点として機能するため、災害時にヘリコプターが離着陸できる場外離着陸場を整備します。

(4) 敷地ゾーニング

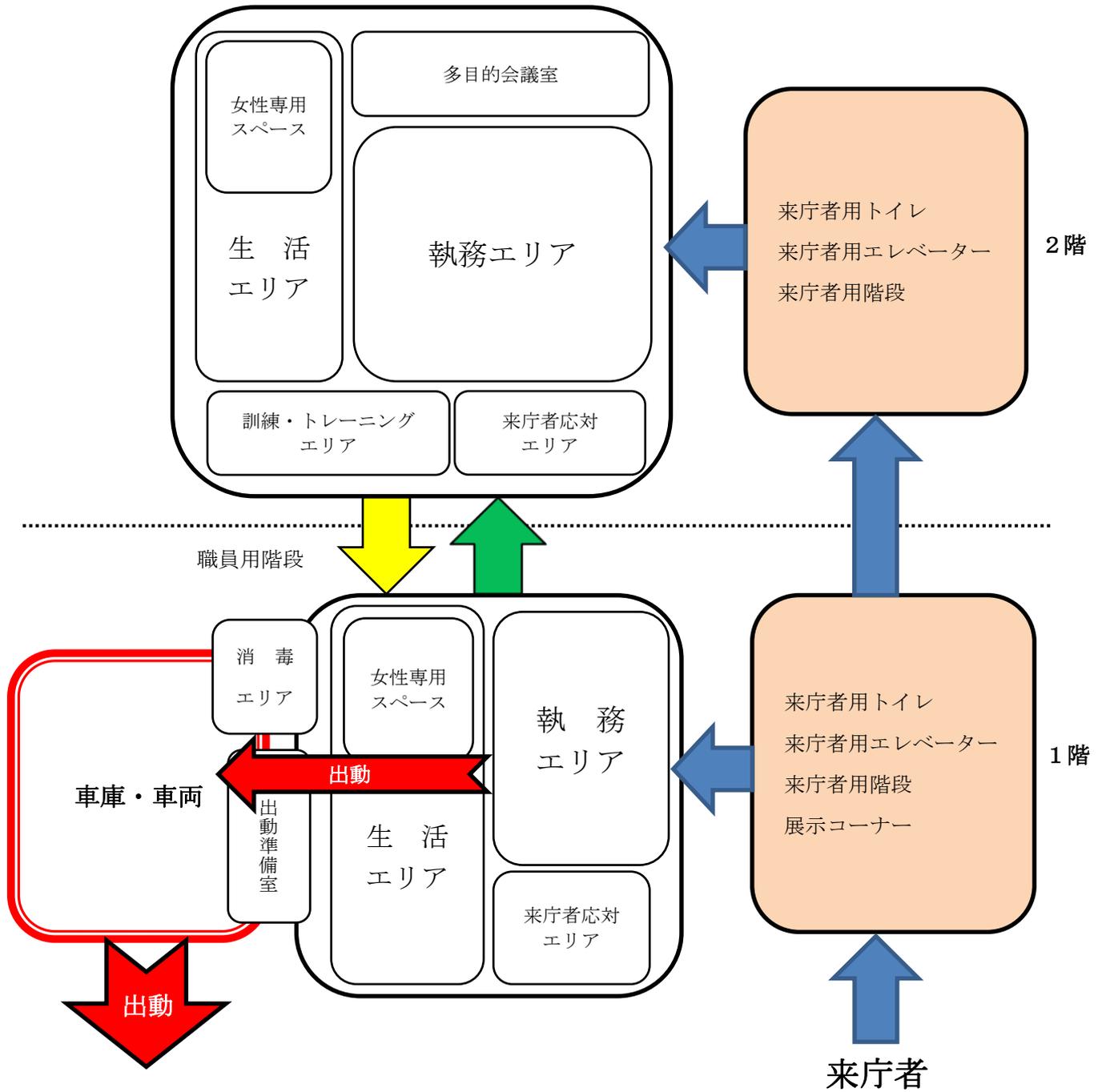
緊急車両、来庁車両との動線交錯を回避するとともに、施設配置と接道等周辺環境の整合性を図ります。次の図は、敷地のゾーニングをイメージしたものです。



【敷地ゾーニングイメージ】

(5) 庁舎ゾーニング

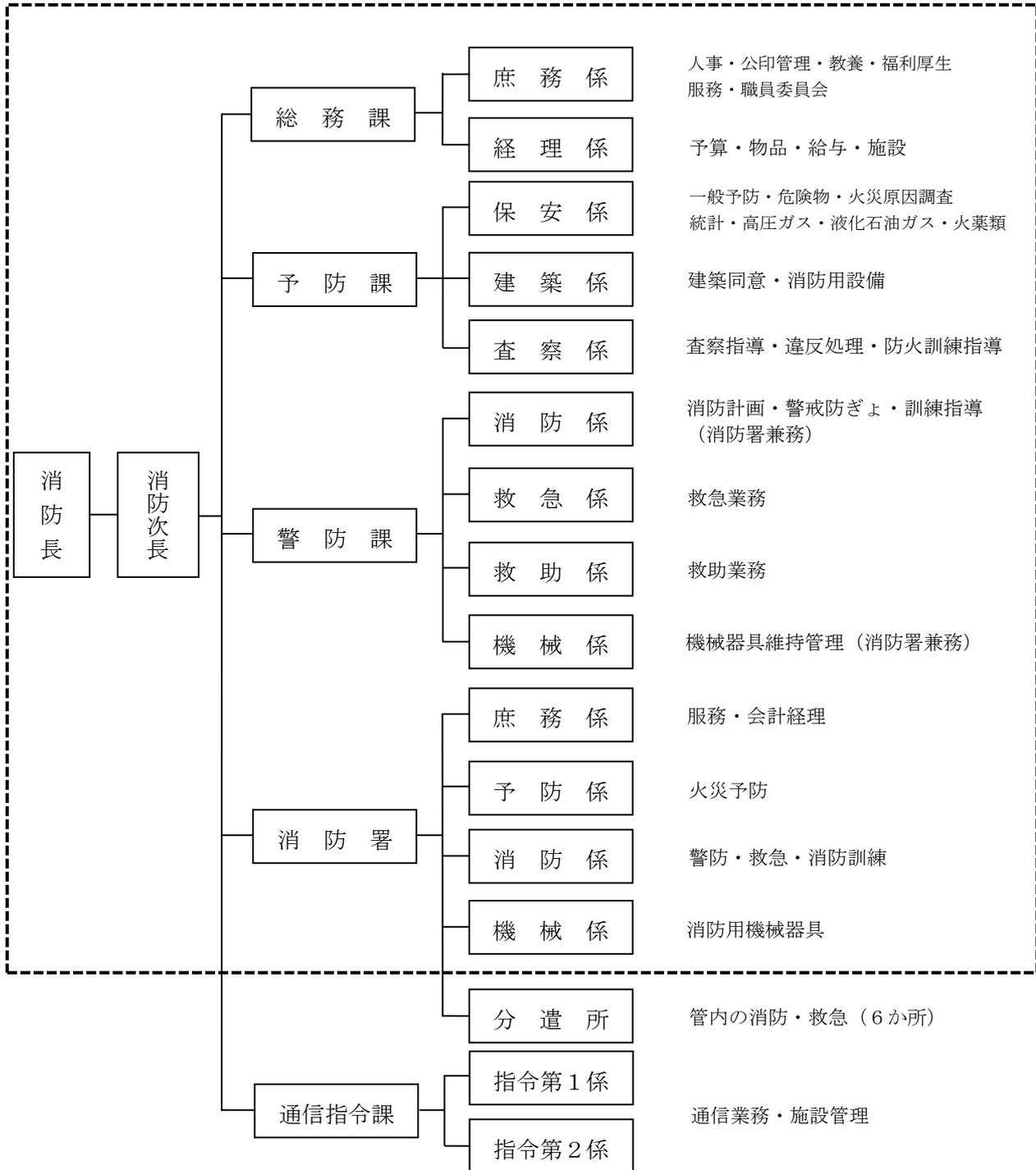
来庁者、毎日勤務者、隔日勤務者（災害出勤者）がお互いの行動を妨げないように諸室と動線の整合性を図ります。次の図は、庁舎のゾーニングをイメージしたものです。



【庁舎ゾーニングイメージ】

(6) 庁舎の組織構成

庁舎は、防災・災害活動拠点として機能するもので、益田広域消防本部と益田広域消防署により構成され、これに基づいた適切な施設構成が必要となります。次の図の点線枠内の部署を配置します。



(7) 構成施設

構成施設については、基本設計策定の段階で協議を行います。

なお、モデルプランは次のとおりです。

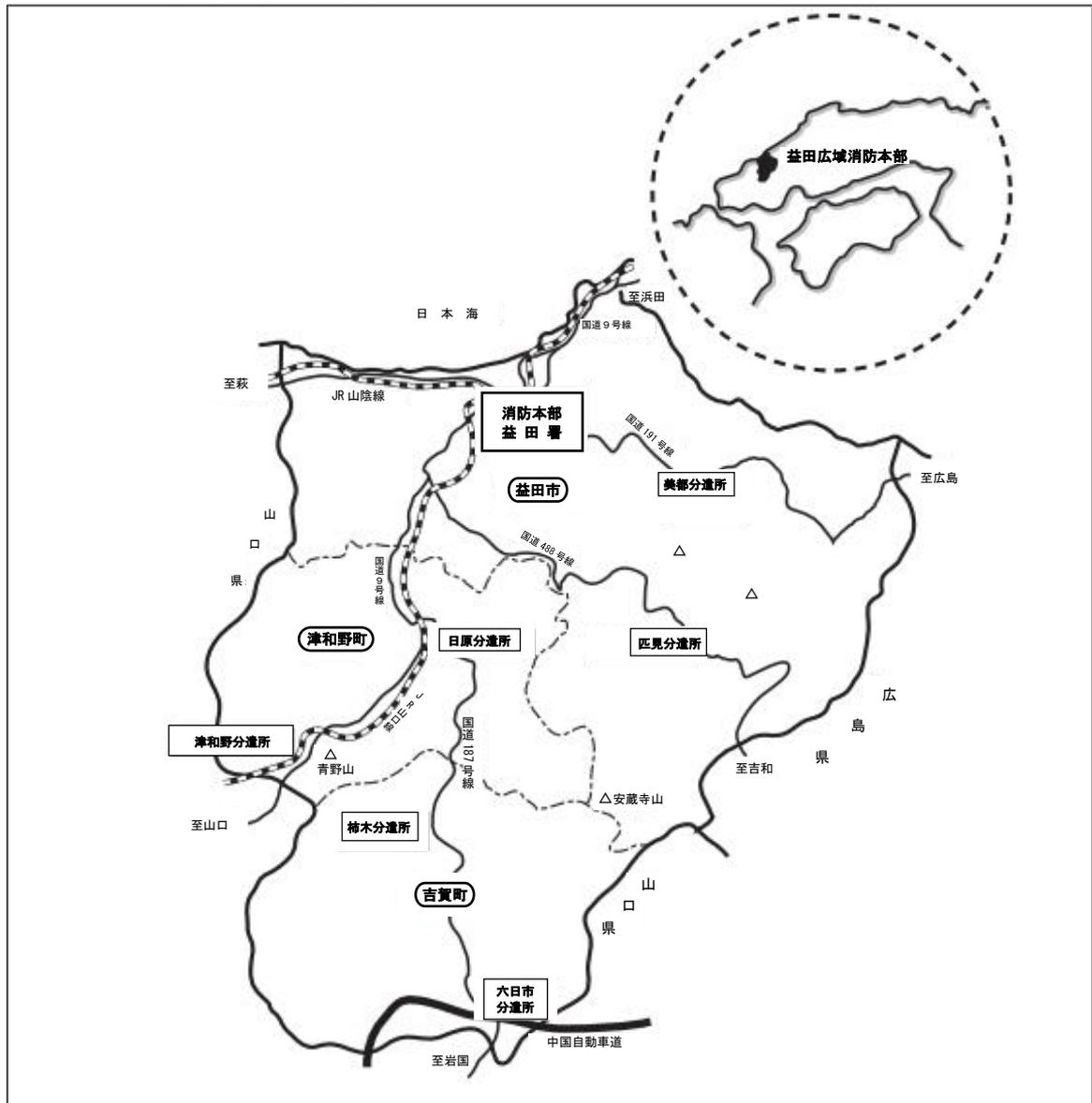
区 分		諸 室 等
庁舎	消防本部	消防長室、事務室、書庫、倉庫、打合せ室、多目的会議室、多目的会議室倉庫、小会議室、食堂、女性専用スペース（更衣・洗面室、トイレ）、更衣・洗面室、トイレ
	消防署	事務室、会議室兼研修室、出動準備室（防火衣着装室）、打合せ室、書庫、倉庫、トレーニング室、屋内訓練場、屋内訓練場倉庫、救急消毒室、医療廃棄物保管庫、救急物品庫兼救急訓練室、リネン庫、食堂、女性専用スペース（仮眠室、洗面室、シャワー室、洗濯乾燥室、トイレ）、仮眠室、洗面室、シャワー室、洗濯乾燥室、トイレ
	車庫	資機材庫、工作室（機械整備室）、空気充填室
	来庁者共用部分	風除室、エントランスホール、展示コーナー、エレベーター室、トイレ
	本部・署共用部分	職員通用口、職員専用階段、ゴミ置き場
付帯施設	訓練施設	訓練塔（ホース乾燥台を含む。）、屋外訓練場、防火水槽・消火栓
	その他の施設	倉庫（防災備蓄庫、緊急消防援助隊資器材庫、集団救急資器材庫）、消防本部車庫、少量危険物保管庫、駐車場・駐輪場、ヘリコプター場外離着陸場、土嚢置場、災害用マンホールトイレ、屋内／屋外用案内掲示板、緊急車両出動表示板、国旗掲揚塔、デジタル・アナログ無線アンテナ、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電設備、地下タンク貯蔵所

7 新消防本部庁舎整備想定スケジュール

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本計画	↔					
用地測量		↔				
敷地造成設計		↔				
基本設計 実施設計		↔				
地質調査			↔			
敷地造成工事			↔			
建築工事				↔		
外構工事					↔	
庁舎移転					↔	
解体工事 (現庁舎)						↔

資料

組合消防管内図	資料 1
構成市町面積及び人口	
用途地域図	資料 2
緊急車両動線	資料 3
新消防本部庁舎建設候補地 現況写真	資料 4
新消防本部庁舎建物配置イメージ	資料 5
新消防本部庁舎配備予定車両一覧	資料 6



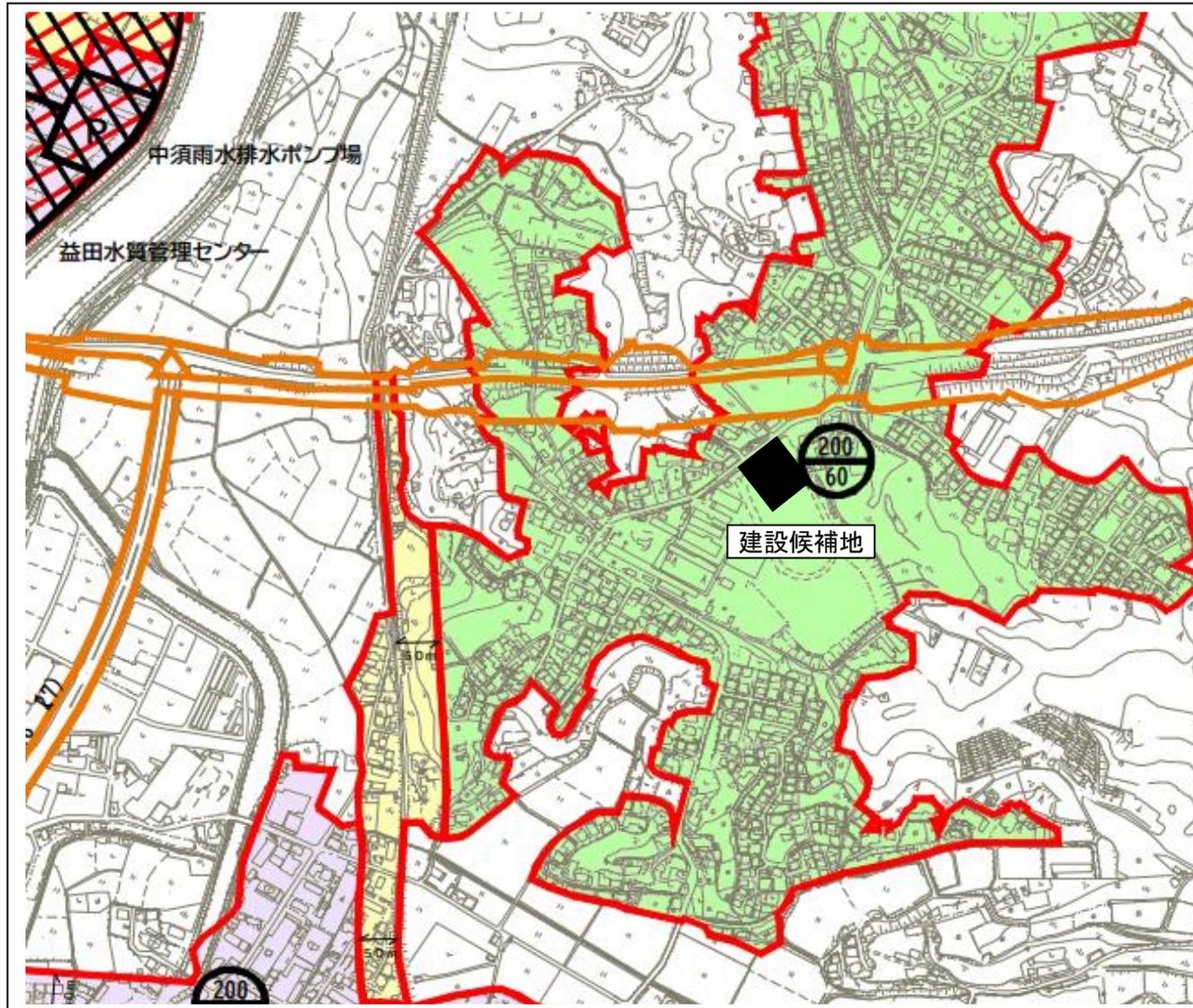
構成市町面積及び人口

(令和 2 年 12 月 31 日現在)

市町別	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
益田市	733.19	45,635	21,281
津和野町	307.03	7,064	3,442
吉賀町	336.50	6,139	3,184
合計	1,376.72	58,838	27,907

用途地域図

資料 2



凡	例
	都市計画区域
	都市計画道路
	都市計画公園
	県立自然公園
	都市下水路
	地域地区
	地区計画
	市街地開発事業等
	都市施設

用途地域		面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	(A)容積率 (B)建ぺい率 建築物の高さの制限 (m)
種別						
	第一種低層住居専用地域	84	9.2	50	80	10
	第一種中高層住居専用地域	130	14.2	60	200	—
	第二種中高層住居専用地域	84	9.2	60	200	—
	第一種住居地域	224	24.5	60	200	—
	第二種住居地域	84	9.2	60	200	—
	近隣商業地域	43	4.7	80	200	—
	商業地域	62	6.8	80	400	—
	準工業地域	143	15.6	60	200	—
	工業地域	43	4.7	60	200	—
	工業専用地域	18	1.9	60	200	—
用途地域合計		915	100	—	—	—

緊急車両動線

資料 3



← 出庫経路
← 入庫経路

新消防本部庁舎建設候補地 現況写真

資料 4



①より撮影

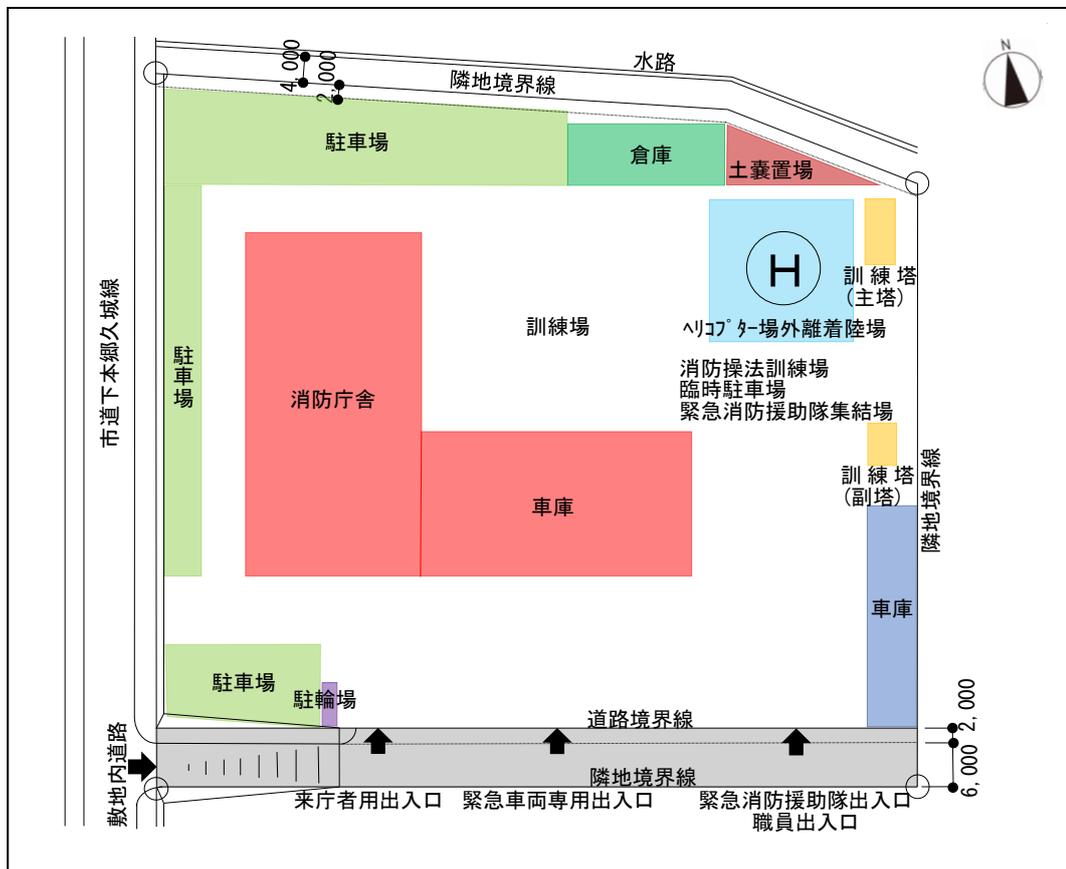
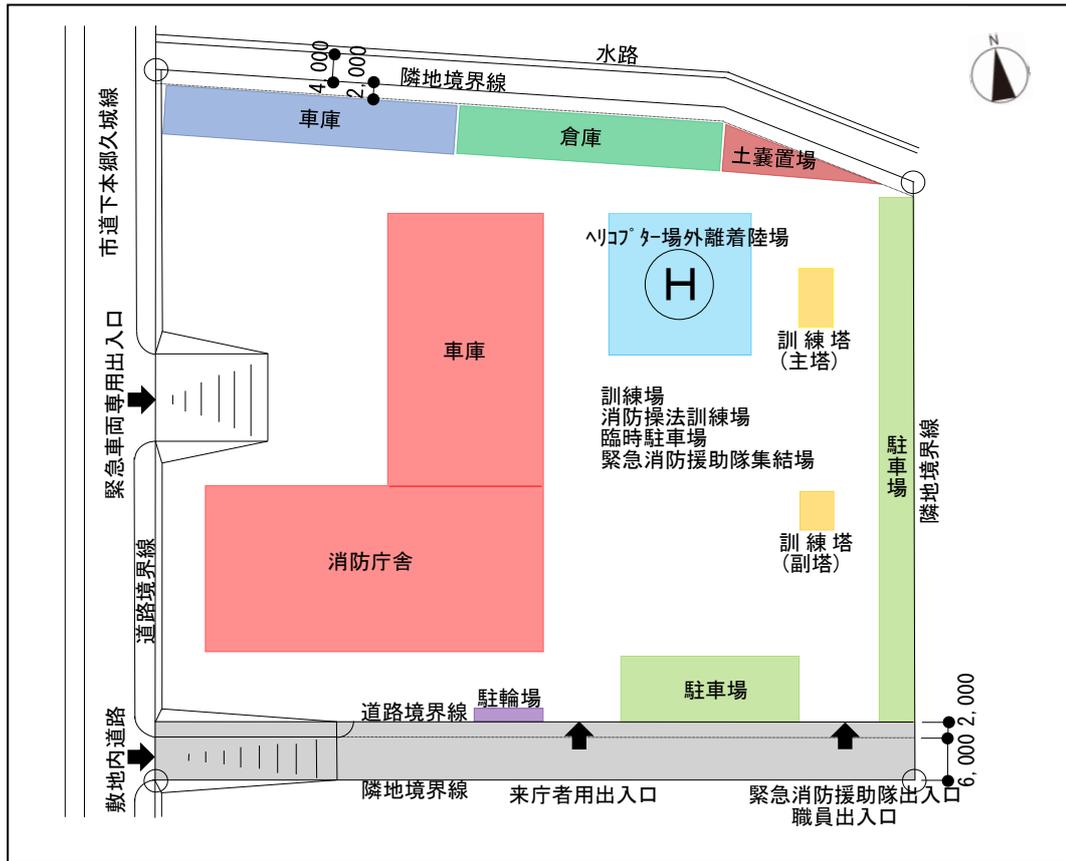


②より撮影



③より撮影

※道路（市道下本郷久城線）と建設候補地の高低差：約1.60m



※ 南側の敷地内道路は、敷地面積(約 10,200 m²)に含まれる。
 ※ 道路(市道下本郷久城線)と建設候補地の高低差は 1.60m

新消防本部庁舎配備予定車両一覧

資料 6

No.	名称	区分	車種区分	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)	活動安全空間確保後		専有面積 (㎡)
							全長 (mm)	全幅 (mm)	
1	タンク1号車	緊急自動車	中 型	6,690	2,200	2,690	9,690	5,200	50,388
2	タンク2号車	緊急自動車	中 型	6,480	2,320	3,030	9,480	5,320	50,433
3	ポンプ1号車	緊急自動車	準中型	5,730	1,900	2,730	8,730	4,900	42,777
4	ポンプ2号車	緊急自動車	準中型	5,530	1,880	2,640	8,530	4,880	41,626
5	化 学 車	緊急自動車	大型車	7,380	2,290	3,070	10,380	5,290	54,910
6	梯 子 車	緊急自動車	大型車	11,450	2,490	3,580	14,450	5,490	79,330
7	救助工作車	緊急自動車	大型車	7,520	2,360	3,170	10,520	5,360	56,387
8	救急1号車	緊急自動車	普通車	5,650	1,890	2,490	8,650	4,890	42,298
9	救急2号車	緊急自動車	普通車	5,660	1,890	2,500	8,660	4,890	42,347
10	救急予備車	緊急自動車	普通車	5,130	1,690	2,420	8,130	4,690	38,129
11	指 揮 車	緊急自動車	普通車	4,770	1,820	1,870	7,770	4,820	37,451
12	予 防 車	緊急自動車	普通車	4,540	1,690	1,650	7,540	4,690	35,362
13	支 援 車	緊急自動車	中 型	6,340	2,030	2,960	9,340	5,030	46,980
14	人員輸送車	緊急自動車	中 型	6,950	2,000	2,840	9,950	5,000	49,750
15	トレーラー	—	—	5,260	2,100	1,100	—	—	—
16	運 搬 車	緊急自動車	普通車	4,690	1,690	2,210	7,690	4,690	36,066
17	業 務 車	緊急自動車	普通車	5,390	1,880	2,470	8,390	4,880	40,943
18	業務2号車	緊急自動車	普通車	3,400	1,470	1,950	6,400	4,470	28,608
19	業務3号車	公用車	普通車	4,690	1,690	1,830	6,190	3,190	19,746
20	予防広報車	公用車	普通車	4,400	1,690	2,140	5,900	3,190	18,821

で示された車両及びトレーラーは、庁舎1階部分に適切に配置します。それ以外の車両は別棟で計画の車庫に配置します。